

第七十一回国会 衆議院 災害対策特別委員会災害対策の基本問題に関する小委員会議録 第二号

昭和四十八年六月二十八日(木曜日)

午前十一時四十六分開議

出席小委員

小委員長 宇田 國榮君

江藤 隆美君

高島 修君

渡部 恒三君

川崎 寛治君

諫山 博君

出席政府委員

総理府総務副長 小宮山重四郎君

農林大臣官房審議官 澤邊 守君

農林大臣官房審議官 守君

小委員外の出席者

災害対策特別委員 大原 亨君

災害対策特別委員 宮田 早苗君

内閣総理大臣官房参事官 杉岡 浩君

大蔵省主計局主計官 藤仲 貞一君

農林大臣官房総務課長 二瓶 博君

中小企業庁計画部金課長 服部 典徳君

気象庁観測部長 木村 耕三君

消防庁防災課長 藤江 弘一君

六月二十八日

小委員天野光晴君、金丸徳重君及び広沢直樹君同日小委員辞任につき、その補欠として江藤隆美君、川崎寛治君及び高橋繁君が委員長の指名で小委員に選任された。

本日の会議に付した案件

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等

に関する法律案起草の件

○宇田小委員長 これより災害対策の基本問題に関する小委員会を開会いたします。
災害対策の基本問題に関する件について調査を進めます。

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案起草の件について議事を進めます。
火山対策につきましては、かねてより小委員各位の御協議を重ねてまいりましたが、このたび草案を作成し、お手元に配付してございます。

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案

(目的)
第一条 この法律は、火山の爆発により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域について、避難施設及び防災官農施設の整備を促進する等の措置を講じ、もつて当該地域における住民等の生命及び身体、安全並びに農業経営の安定を図ることを目的とする。

(避難施設緊急整備地域の指定等)
第二条 内閣総理大臣は、火山の爆発により住民等の生命及び身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域で、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を避難施設緊急整備地域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、避難施設緊急整備地域を指定しようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3 内閣総理大臣は、避難施設緊急整備地域を指定したときは、その旨を公示しなければならぬ。

(避難施設緊急整備計画)

第三条 避難施設緊急整備地域の指定があつたときは、関係都道府県知事は、当該避難施設緊急整備地域について、住民等のすみやかな避難のために必要な施設を緊急に整備するための計画(以下「避難施設緊急整備計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、避難施設緊急整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

4 前三項の規定は、避難施設緊急整備計画を変更する場合について準用する。

第四条 避難施設緊急整備計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
一 道路又は港湾の整備に関する事項
二 広場の整備に関する事項
三 避難場所その他の避難施設の整備に関する事項

四 学校、公民館等の不燃堅牢化に関する事項
五 その他政令で定める事項
(避難施設緊急整備計画に基づく事業の実施)
第五条 避難施設緊急整備計画に基づく事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従ひ、地方公共団体その他の者が実施するものとされているものを除き、市町村が実施するものとする。

(国の予算への経費の計上及び特別な助成)
第六条 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

2 国は、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施する地方公共団体その他の者に對し、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十六条の規定に基づく補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつせんし、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(起債の特例)
第七条 避難施設緊急整備計画に基づく事業で地方公共団体が実施するものにつき当該地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることが出来る。

2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものとする。
(防災官農施設整備計画)
第八条 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる農作物の被害が農業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該農作物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画(以下「防災官農施設整備計画」という。)を作成するものとする。

2 都道府県知事は、防災官農施設整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び関係農業団体の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、防災官農施設整備計画を作成したときは、これを農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前二項の規定は、防災官農施設整備計画を変更する場合について準用する。

第九条 国は、防災官農施設整備計画に基づく事業

業が円滑に実施されるように、予算の範囲内において当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることが出来る。

(被害農業者に対する資金の融通に関する措置)

第十条 国及び地方公共団体は、避難施設緊急整備地域及びその周辺の地域において火山の爆発により農作物等に被害を受けた農業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行なわれるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(火山現象の研究及び観測のための施設等の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、火山現象の研究及び観測のための施設及び組織の整備に努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 (災害対策基本法の一部改正)
(昭和四十六年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律(昭和四十八年法律第一号)第三項に規定する避難施設緊急整備計画及び同法第八條第一項に規定する防災官農施設整備計画

○宇田小委員長 この草案の趣旨、内容につきましては、すでに十分御承知のことと存じますので、その説明は省略させていただきます。

この際、発言を求められておりますので、これを許します。村山喜一君。

○村山(喜)小委員 桜島の火山等につきましては、現地視察をいただき、そして早急な対策を講じなければならぬという立場から、そのほか一連の

国内における六十火山の活動状態にもかんがみまして、活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案を提案をされることになったわけでございますが、この条文の中で、やはり議事録の中に明確に残しておかなければならないものがたくさんございますので、それについて、以下質問をしてみたいと思います。

そこで、まず第二条でございますが、この指定を総理大臣がいたします。その場合に、これについては一つの基準線というものがなければならぬであろうと思うのです。これは気象庁のほうでいろいろ検討をなさっていらっしゃるだろうと思うのでありますが、その基準というものを一体どこに置いておるのかということでありまして、それはその火山活動のエネルギー測定の問題が一つあるだろうと思ひますし、それからいまひんばんに起こっている活動、そういう活動の頻度というものを一つの基準としてとらえて、指定をするにあつての基準をつくらなければ、指定の発動はできないのではなからうかと考えているわけでございます。そうやってきたときにどういふような基準をお考えになっているのかという点を、まずお尋ねしておきたいと思ひます。

○木村説明員 一応の基準とわれわれが考えておりますのは、磐梯山のような大きな爆発の場合もありますし、それから非常に数多く爆発するものもありまして、大きな爆発をする場合には前兆現象がかなり長く続きます。たとえば北海道の十勝岳の爆発のようなものは、もう十年前から前兆現象が、小さな爆発が続きまして、やがて大爆発につながるということでありまして、したがって、これのほうは、気象庁の持っている機動班が活動すれば、その時点から、これはあぶないかどうかというところがかなり前に予知できますので、大きな爆発につながるかどうかはわかりませんが、かなりの危険性があるということを数年前から考えられるのじゃないかと思ひます。

したがって、これはそういう時点で指定されていいというふうに解釈しますと、活動頻度の多いものということになりますと、大きな爆発をする場合は、事前に——いままでの経験だけではありませんが、将来どうなるかわかりませんが、いままでの経験だけでいいますと、たとえば大正三年の桜島の爆発などのようなものは、現在の体制でももう少し整備すれば数日前に予見できて、そして退避できる。そういう点で、たとえば桜島の場合で言いますと、陸のほうといひますか、県内の安全なところに退避できるというふうに考えます。

われわれのほうの技術的なことばで言いますと、マグニチュードで言いますと十の十八乗エルグラス、エネルギーで言いますと十の十八乗エルグと申しておりますが、そのくらいの爆発、具体的に申しますとこの間の六月の一日の爆発程度、あのくらいのもものは、爆発がちょうど中ぐらいのものですから、その前兆現象は判断しにくいのでない打ちを食うという場合があります。そういうくらいの爆発の頻度の非常に多いところが一番問題なんで、その辺を基準に置きますと、大体阿蘇山、浅間山、桜島それから伊豆大島くらいが特に危険で、それから先どこまでをおろせと言われるか問題でありますけれども、いま私の持っている資料によりますと、最近五十年間に爆発した年数——一回爆発すると何回も続きますので、年で数えなければいけませんけれども、五十年間で三年爆発した秋田駒ヶ岳、那須その他のところ、こういうようなところは指定からはずして、先ほど言いました、五十年間に二十回以上ということと一応の基準を置いていかかと思ひます。

そのほか特例として、事前にわれわれが機動班を出して、これはどうもあぶないところをその時点で指定するというようなことはいかがかと思ひます。

どのくらいの範囲ということになってまいりますが、これは爆発のエネルギーでかなり変わりますが、先ほどの十の十八乗というところを基準に置きますから、一番噴出物の激しい爆発をします浅間山クラスで大体四キロまでが、火山弾と申します、風に流されないでいきなりぶつかってくる

やつ、落つてくるものが大体活動した火口の四キロ範囲。それから火山れき——この間の桜島の爆発のときに老人が一人被害を受けております。それからフロントガラスが割れたという事件が起きました。あのくらいのものでは、火山れきは風に流されますが、いまのところ平均では、桜島で大体八キロ以内であります。一番激しいもので、風が強くて一番悪い条件を与えて八キロくらい。それから浅間山になりますと少し延びまして、これは山が高いところあるかと思ひますが、十二キロくらい。阿蘇山、伊豆大島では大体二キロ以内、一キロから二キロくらいを設定すれば、火山れきの被害も、十の十八乗エルグ程度ならばよろしからうと思ひます。

○村山(喜)小委員 時間もあまりありませんので、すわったままでけっこうですから、端的に答えてください。

桜島の場合は一応鹿児島市の桜島地区、それから東桜島町、これは当然入りますね。その他の周辺の地域で、この第二条で指定をする可能性というものがございしますか。

○木村説明員 先ほどの計算によりまして入ります。島だけではありません。

○村山(喜)小委員 そこで第四条関係ですが、これはまとめて大蔵省のほうからお答えをいただきたいでございます。

第四条関係は道路、港湾、これは道路は道路法でそれぞれございまして、港湾は港湾法でございまして、この中で私たちが考えますのは、道路は避難道路、あるいは港湾は避難港湾、そういう意味合いを持っておるわけでございます。普通の港湾法によるところのものの利用価値、収益性というものをから考えてまいりますと、地元の負担との問題が特別な配慮を要するものがあるというふうに私たちは考えているわけでありまして、現在九港程度予定をされておるわけでございますが、これらの点につきましては、まず港湾の管理者を設定をいたしまして、そして認定をして、計画をし施行をして、補助率は改修と局改の二種類があ

るわけですが、そういうような中身を考えてまいりますと、いまの港湾の補助率というものは、高いものではございません。私は、そういうような点からは、特別な配慮をしてしかるべきではないだろうかと思っておりますが、その点が第一点。

それから今度は、港湾法の改正案が、いま参議院で審議をされておまして、いわゆる埠頭の背後地は、埋め立て関係は造成の場合に三分の一の補助、それから木を植えたりあるいは芝生を植えたりするよう上の部分については、二分の一補助というものが緑地として認められているようになっているわけですが、それは一体どういうような形で、これも避難のために結集をする広場として造成するのであって、港湾の緑地という解釈だけでは適用ができない、避難をするがためにつくるわけでございますので、特別な配慮というものは考えられないかどうかという問題でございます。

それから、避難壕その他の避難施設の問題については、これは消防庁がその主管官庁になるということでございますが、これについては、前に先例等がたしかあると思ひます。群発地震がありました際の適用等がこれについても考えられている点だろと思うのでございますが、この前、坪川総理府総務長官は、国の責任でこれはつくり出すということを言われているわけで、地元としては、これは特別法の中で国が責任をもつてつくってくれるのだから、地元の負担率はなしにつくられるだろうというように期待をしているわけですが、松代のいわゆる群発地震の場合には、国が二分の一、県が四分の一、地元が四分の一というように負担率にたしかなっていたようでございますが、それはどういふふうにお考えになっているか。

それから第四に、学校、公民館の鉄筋化の問題であります。これは不適格の建物として学校やその他、優先的な事業採択の問題は考えられておるやうに聞いておりますが、これも、危険校舎と

してこれを改築をする場合と、あるいは統合校舎としてやる場合とは補助率が違うわけですからあたりをどういふふうに詰めてあるのかということでありま。

それから第五点の「その他政令で定める事項」というのは一体何なのか。これについては通信施設関係がおもなものと考えられるわけでございますが、桜島の場合には、気象庁の鹿児島気象台はまだ傾斜計やテレメーターの施設がございせんけれども、その他の通信施設はわりあい整備をされている。ところが、ほかの地域についてはまだ整備ができていないというふうな状態にございますので、そういうふうなものをお考えになっているのだろと思うのであります。

それから「その他政令で定める事項」の中に、いわゆる鹿児島市やあるいは県のほうから非常に強い要請のあります緊急避難用のヘリポートの問題でございます。これはどういふような形の中で考えられているのかという点について、私はお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

それから第五点との関係でございますが、これは、法令で定める規定に従って国や地方公共団体が実施するもの以外のもは市町村が実施をするのだということ、市町村に第一義的な責任をおつてついているわけでありまが、そういうふうな点から見て、たとえば避難港に通ずるところの道路の問題等については、特に市町村道のそういうような採択、補助対象の問題については、緩和措置等をどういふふうにお考えになっているのかという点でございます。

それから、次は起債の問題であります。第七点関係です。これはそれぞれ資金運用部資金等の政府資金を使いまして、繰越債でない政府保証債なりでやろうという趣旨のものだと考えられるわけでありま。ところが、これにも地債なりあるいは過疎債なりというふうな、やがては元利償還の一部免除するやうなそういうふうな特認のものもあるやうでございます。そういうふうなもの等の関係は、どういふふうにお考えいらっしゃるの

かということでありま。

それから、第八点の防災官廳施設整備計画の問題は、これはまだ県のほうから計画が積み上げられたものが、具体的なものが確定をしていないという話も聞いておりますが、採択等については弾力的な方向で考えていただけたらと思ひます。それ、私の対策要綱の中で試案として出した中から省かれておる、例の治山治水の砂防事業等でございますが、これらについては既存の法令の中でできるだけ、できるだけというか、要望がある点はすべて取り上げていくのだというお話も聞いています。そういうお話が、それはさういふふうには確認をしてよろしいのかどうかということでありま。

それに、先ほど第十点関係で「等」を入れることによりまして、単に「農業者」だけではなくて林業水産業関係の第一次産業関係の人たちについても長期低利の資金の融通が行なわれるやうにということと修正をされることになっておりますが、これについては、政府のほうとしては受け入れの体制はよいのかどうかという問題であります。

そして第十一の最後のところですが、これは「火山現象」という中には、地方公共団体がその火山現象の研究、観測をやるのだということにも法文からはなるわけでありまして、県立の大学なりあるいは市立の大学等を想定されての考え方かと思ひますが、そのほかに、地方公共団体は自然観察等については、その火山現象の研究、観測の施設整備、こういうふうなものの中にそれが入るのかどうかという問題でございます。

なお、この条項につきましては、もっと積極的に整備につとめなければならぬ、予知観測ができるやうにしなければならぬという意味合いを含めたものであると思ひます。このように整備計画をつくらうとしていらっしゃるのか。特に気象庁関係の予算がきわめて貧弱であるがゆえに、鹿

児島の気象台等についても観測体制が整っているやうでございますが、話を聞きますと、この際傾斜計やテレメーターの設置については今度既定予算の中で十分な配慮をしようというふうにも承るわけでございますが、それはどういふふうになっているのか。

以上まとめて、時間の関係がございましてお答えを願ひたいと思ひます。
○宇田小委員長 ちよと私から申し上げます。いまの村山小委員の質問は各省にまたがっておる問題であります。時間の関係もありまが、ポイントだけひとつ答弁を願ひたい。

まず、大蔵省の藤井主計官。
○藤井主計官 各省それぞれお見えになっておりますので、本来そちらから御答弁を願ひたいのでございますが、御指名でもございまして、私から、地方債のところ防災官廳施設、それから農林関係の融資、これを除きまして御答弁申し上げます。

まず、第四点の避難施設整備計画の点でございますが、これはまだ遺憾ながら全体が詰まっていと申せませんけれども、考え方を申し上げます。

まず道路でございますが、桜島を一周する道路につきましては、国道二百二十四号線、これは整備済みでございます。それで残りの県道でございますが、これは県道の改良を促進したい。それから町村道、これにつきましては、大体その一周道路から派生いたしまして避難港に通ずるやうな市町村道が主体になろうかと思ひますが、通常の場合ではなかなか採択しにくいものが多いわけでございますけれども、建設省のほうでもできるだけ採択したい、こういうお考えを持っておられますので、財政当局といたしましては、そのように努力いたしたいと思ひます。

それから港湾でございますが、港湾は、御案内のやうに四港が現在整備中でございます。残り九港があるわけでございますが、この九港につきましては、現在港湾管理者が未設置でございます。

で、港域もきまっております。そういう手続を経て整備に着手したいと思っておりますが、これも港湾局のほうと御相談いたしまして、局部改良事業ではなくして改修事業として採択してまいってはいかがでしょうか、かように考えます。

それから二番目の、広場の整備という点でございますが、これは村山先生からただいま御指摘がございました、今回港湾法の改正によって新設されず埠頭緑地事業というのがございまして、これの対象にして埠頭地区に避難広場を整備する、こういうことにはいかかがでしょうか、かように考えております。

補助率は用地のほうが三分の一、それから上の施設のほうは二分の一、かようなことに相なっております。これが通常の場合でございますと単独であります、運用上そういうことで配慮してはいかがでしょうか、かように考えておる次第でございます。

それから三番目の、避難場その他の避難施設の整備でございますが、これも現在消防庁のほうと協議中でございますけれども、通常の場合消防施設整備は三分の一の補助でございますが、この補助率を高めて、国としましては二分の一の補助をいたしまして、あとを県と地元とあわせて分担をしていただければいかかがでしょうか、かように考えております。

それから四番目の、学校、公民館でございますが、学校は、御指摘のとおり木造校舎の改築、これが問題でございます。しかしながら、老朽危険改築ということにいたしますと、これは老朽度、これは点数がございまして、そういう面で制約がございまして対象面積が少ない、こういう点もあらうかと思っております。その改築を促進するために現在文部省のほうと協議中でございますが、不適格建物の改築という予算補助制度がございまして、この制度にのせて改築を促進していきたい。補助率につきましては、現在予算補助で三分の一という補助率に相なっておりますが、この点につきましても若干、地元負担の軽減という点から何らかの考慮をせよという御要望がございまして、

ので、現在検討中でございます。

それから、その他政令で定める事項につきましては、いま幾つか御指摘がございましたが、私どもはもういま頭を浮びますのはヘリポートの問題でございます。ヘリポートは五号に入るのか二号に入るのかあるいは三号に入るのか、ちょっと私わからないわけですが、実態として、村山先生の御指摘は避難用のヘリポートであらうかと思っております。そういうことでお答えいたします。

このヘリポートにつきましては、これも現在消防庁のほうと検討中でございますが、既存の学校の校庭等を使用できる場合はこれを使用する、こういう考え方でございます。また、その使用にあたって障害になるものがあれば、これを除去する。あるいは若干そこに面積的に広げるための手当てという問題もございまして、また、あるいは新たにそういうヘリポート用の広場を確保するということ、いろいろな考え方があらうかと思っております。いろいろ考えてみますと、ヘリポートと申ししても、いわゆる空港整備法に乗っかってまいるヘリポートとは違うわけでございまして、今後の管理の問題その他を考えた上で、一体どこに、いかような規模のものを設置したらいいかということが最大の問題であらうと思っております。ただ、いまだ、そういう点につきまして、地元の意見も消防庁のほうで徴しまして検討中でございますが、ヘリポートの設置ができませんように、ヘリポートと申しますか、ヘリコプターが緊急の場合に発着できるように場所を確保できますように前向きに検討してまいりたい、かように考えております。

それから、第五条の問題で御指摘がございましたのは、市町村が実施するかどうかという点であったように思いますが、これはここにございまして、国あるいは県がやることになつておるものは除かれるわけでございまして、村山先生の御指摘はおそらく港湾のことであらうかと御推察申し上げる次第でございますが、地方港湾

の管理者が県になるか市町村になるかということ、これは県、市町村の間で協議される事項であらうかと思われま。

それから第七条の点は、これは自治省のほうから御答弁願うことといたしまして、次に第八条でございまして、農林省から御説明願いたいと思っております。

それから第九條、第十條も、同じように農林省からお願いたします。

それから、最後の十一條でございますが、これは現在氣象庁のほうで、傾斜計をはじめとしたしまして現在精密観測を行なつておるわけでございますが、さらに高度の観測を行なうための機器の増強というようなことで御要求がまいっております。私ども、この点につきましては、科学技術庁に特別研究促進調整費という予算がございまして、これを配分していただくか、あるいは既定予算の中で配分をいたすか、いずれにいたしまして早くも早急に措置してまいりたい、かように考えております。

それからもう一つ、治山、砂防の点で御指摘があったわけでございますが、治山、砂防事業につきましては、これは御案内のとおりそれぞれ五カ年計画がありまして、現在この五カ年計画に基づいて事業を実施しておるわけでございますが、建設省砂防部、それから農林省、林野庁、それぞれと現在協議しております段階におきましては、県の御要望どおりの事業量を確保したい、こういう考えでございます。

○村山(書)小委員 大体説明を了承いたしました。たとえば第十條関係等については、災害対策基本法の百四條の中で、政令で定める災害の特別融資というように、政令で別個に定めてあるわけですから、この法律案では、条文から見えてまいりますと政令にゆだねられていることがないわけでありまして、そこで、一つの基準をどういうふうにとるかというところが、これから非常に問題になってくるわけでありまして、そこら辺は、予算のつけぐあいの

問題なりあるいは緊急の度合いによって処置ができるものと私たちは考えておるわけでございまして、大体そういうふうにお考えになっておるかどうか、最後にお尋ねしたいと思っております。

○澤邊政府委員 第十條関係についてお答えいたしますが、農作物に被害を受けた農業者等に対する長期低利の融資につきましては、既存のワクの配分、それから優先的な融資等について十分配慮してまいりまして、地元の御要望に、実態に即した貸し付けを積極的にやりたいと思っております。

○宇田小委員 次に、諏訪博君。

○諏訪小委員 私も、先日桜島の火山の状況を見て、火山の被害者に対して何らかの特別な取り扱いをしなければならぬという点では、全く同感です。ただ、この法律案を見てもみますと、いろいろ疑問が出てきますから、それを二、三質問いたします。

第一は、いまいろいろ法律がすでにあるわけですが、いまの法律ではまかなえない新しい問題の提起というのがあるのかないのか、あるとすれば御指摘願いたいと思っております。私が見たところ、ここに書いてある各条項というのは、いまの法律の運用によっても解決できることばかりのように思えるのですが、その点はいかがでしょうか。

○杉岡説明員 ただいま御提案になっておりますこの火山関係の法律案でございますけれども、これを国会の先生方のほうでおまとめになりました趣旨を、われわれいろいろと検討の段階におきまして接しまして、この法律の趣旨は、特殊な火山爆発というのに対して住民の生命、身体を守るということでございます。住民の生命、身体を守る場合、風水害あるいはその他のいろいろな場合には、国土保全をはじめとしましてもの事業をやっておりますわけでございますが、火山の爆発という特殊ないろいろな事業が考えられるわけでございまして、道路、あるいは桜島のような火山については港湾あるいは避難場あるいは広場あるいは学校の鉄筋化といったような諸事業が考えられるわ

○高島小委員 この法案をつくりました段階におきまして考えましたことは、先刻申し上げましたように主として桜島の被害、この桜島の被害の中

では、実は林業あるいは水産業等についての被害は、県側の調査段階におきましては、明確に救済

対象として、直ちにやらなければならない対象になるような計数がありあつておりませんので、

主として農業被害が大きいということで、農業というものの中心を置いて考えたわけであります。

そこで、「等」ということで中小企業にまで拡大するのにかといふことにつきましては、先ほど政府

側の答弁にございましたように、中小企業は現実には、いま桜島では被害が起つていないといふこと。それからもう一つは、現実には爆発をして非

常な災害になつたという場合には、局地激甚災なりその他のいろいろな方法で現行法で救える、そういう可能性があるとすることから、中小企業につ

いては現在入れなくてもいいのではないかと、主として農林漁業を中心に考えていいのではないだろ

うか、けさ方の「等」が提案された段階での私のほうの気持ちとしては、そのように思つております。

○宇田小委員長 私からも補足して答弁申し上げますが、御承知のとおり林業、水産業、中小企業

これを含めた対策でなければならぬという考え方もございまして、これはやはりいま高島委員

員が申しますとおり、現在のところ被害がない、またその対象にもならないといふようなことで政

府側も、それから法制局とも打ち合わせて、しかしながら「等」ということによつて包含されてくる

じゃないかといふことで、実は「等」と直したわけでありまして、やはりこれは明記したほうがいい

という意見もございまして、しかし、中小企業は除く、中小企業は除くが、林業、水産業、そういう

ものは入れたらどうかといふような説もあることは事実であります。

○諫山小委員 私、賛否を述べるとなるともつと

了後再開したいと思つておりますが、どうでしょうか。

○諫山小委員 本会議後、私予想していなかったものですから……。

○宇田小委員長 ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○宇田小委員長 速記を始めて。

それでは、この際、暫時休憩いたします。

本会議散会後再開いたします。

午後四時四十分休憩

午後二時九分開議

○宇田小委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先刻配付いたしました草案のうち、第一条の、ちよつと読み上げますが、「この法律は、火山の爆発により著しい被害を受け、又は受けるおそれがある」と認められる地域について、避難施設及び防災設備の整備を促進する等の措置を講じ、もつて当該地域における住民等の生命及び身体の安全並びに農業経営の安定を図ることを目的とする。」といふところを「農林漁業の経営の安定を図ることを目的とする。」、これに訂正したいのでございます。

それから、第十条の見出し中「被害農業者に対する資金の融通に関する措置」と書いてありますのを「被害農林漁業者に対する資金の融通に関する措置」に、これを訂正していただきたいといふことです。

それから、十條の中の「火山の爆発により農作物等」を「火山の爆発により農林水産物等」に、「被害を受けた農業者」というのを「被害を受けた農林漁業者」と、こういうぐあいに訂正したいと思ひます。

○宇田小委員長 発言を続行いたします。諫山博君。

○諫山小委員 第十条に関してですが、現在桜島では農林漁業者が被害を受けている、中小企業者

はあまり被害を受けてない、だから農林漁業者だけではないかといふ御説明もありましたが、しか

し、この法案は桜島だけを対象にしたのではなく、日本で将来起こり得るすべての火山を対象に

した法案だと思ひます。だとすれば、ここで融資の対象になるのは農林漁業者だけではなくて、中

小企業者も含めたすべての住民でないと筋が通らないように思ひますが、この点いかがでし

か。

○高島小委員 ただいまの諫山委員の御指摘の点につきましては、この草案作成の段階においてもいろいろと論議を重ねたところでありまして、当

面、桜島においては、中小企業に対する被害を直ちに資金を融通する等の措置によつて救済するといふような状況にならないといふことが、確かに

理由の一つではありましたが、その他、御指摘のようによつてこの法律は桜島だけを対象とするものでは

なくて、日本の国が火山国である、したがつて、火山活動によつてその災害が及んだ場合には当然

救済するところの措置を考へるべきであるといふ基本的な発想に基づいて法案を作成するに至つた

過程においては、農林漁業だけではなく、その他の中小企業、レジャー施設等々にも火山災害が及

ぶ場合が当然予測をされるところであります。中小企業につきましては、当面その他の法律に

よつて災害の救助措置が行なわれ、また局地激甚災害等の場合には低利の資金のあっせん融資等も

現に他の法律によつて行なわれておるのであります。当面この法律によつて行なわれるのは、農

林漁業が非常な被害を現実を受けておる、そういう状況を救済するために、本来ならば天災融資法

等の発動を期待したいわけでありまして、被害金額等の関係でそのことができないといふようなこと

からいたしまして、特に農林漁業に限つて特別の資金の融通措置を講ぜられるような道を開きたいといふことが、この第十条の起草をいたしました趣旨でござい

○諫山小委員 第十条で「長期かつ低利の資金の融通が円滑に行なわれるように」と云々といふふう

に書いてありますが、「長期かつ低利の資金の融通」というのは現行法のどれかの金融制度をさし

ているのか、それとも何か新しい金融制度を考へているのか。現行法のどれかの金融制度をさして

いるとすれば、何かこれは特定できるのか、お聞きしたいと思ひます。

○二瓶説明員 お答えいたします。

この第十条で「長期かつ低利の資金」といふことがございまして、この十條の規定に対処しますものといひましては、具体的に申し上げますと農

林漁業金融公庫から貸し出します資金でござい

ますが、農業の面ににつきましては自作農維持資金、これは金利が五分、それから償還期限が二十年で

ございまして、それから漁業の面につきましては沿岸漁業経営安定資金、これも同じ条件でござい

まして、金利五分、償還期限が二十年といふものでござい

ます。それから林業の面につきましては、造林資金のうち樹苗養成施設の復旧資金、これも金利は五分でござい

まして、償還期限が十五年、それから非補助小造林資金、これは三分五厘の金利で償還期限が三十年といふことで、現在もこ

う資金はあるのでございまして、この法律によつて融資をしてまいりたい、こういう方向で対処いたしたいと思ひます。

○諫山小委員 「長期かつ低利の資金の融通」といふことばを使ひますと、何かいまの制度よりもっと有利な特別な制度のように聞こえるので

すが、ここで考へていることはそうではなくて、現在ある制度を特別利子を安くするといふようなことではなくて、いまの制度のまま利用しやすくするといふだけのことになりま

しょうか。

○二瓶説明員 この十條の規定で、「円滑に行なわれるように、必要な措置を講ずる」と書いて

おりますので、たとえば貸し付け資金ワーク、こ

うような面について相当の配慮をするといふようなことが「必要な措置を講ずる」といふよう

とに該当するのではないか、こういうふうな考え
ております。

○諫山小委員 そうすると、火山の被害者だから
利子を安くするとか期限を特別延ばすというこ
は考えていないのですか。

○二瓶説明員 現在のところ、特に考えておりま
せん。

○諫山小委員 そうすると、第十条の存在価値と
いうのはますます薄らぐように思います。こうい
う法律をつくらなくても当然これはやらなければ
ならないことだし、また、やろうと思えばできる
ことなんですね。だから、何のために特別こうい
う「長期かつ低利」というような、いかにもりっ
ぱなことをしていますよというところを使う必要が
あったのかということに疑問を感じます。同時に
また、これがつくられることによって反射的に、
いま鹿児島県と地元住民から出されている
もつと進んだ要求を押える結果にならないのか、
ということを一歩心配するのです。たとえば昭和
四十八年五月の鹿児島県の要望書の中には、「住
宅対策として貸付金の利率、償還期間、貸付限度
額等についても特別の措置を講ずること」という
ことが記載されております。その他、融資につ
いては特別の措置を講じてもらいたいというのが地
元の一致した要求なんですね。ところが、いま提
起されている案というのは、特別な措置を講ずる
のではなくて、現行法どおりの取り扱いをします
ということでありまして、特別の措置を講じて
もらいたいという要求を押える回答になりかねな
いのではないかと。つまり、ことばをかえまして、
この法律案というのは、鹿児島県の四十八年五月
付の要望書の金融に関する要求を、ノーと言って
拒否の回答をした結果になるのではないかと。こ
点ですが、これはいかがでしょうか。

○高島小委員 ただいまの諫山先生の御意見です
が、第十条が入りましたのは、衆参両院において
それぞれ試案を出した方々、特に参議
院側の非常に強い御要望が農林災害の救済という
ことにしほられ、特にその中でも降灰による被害

の救済ということに重点を置かれて出てまいりま
したので、その関係からして、この法律案は、御
案内のように入ぐまでも議員提案でありますか
ら、こういうものを入れたという議員側からの
御希望に基づいて出したものであります。そし
て、この法律のねらいといたしますところは、現
行法体系のワークは確かに越えていない、しかし、
現行法体系の中でも災害に対するいわゆる特例と
いうものについては最大限に配慮するんだという
趣旨で、これを盛り込んでいくわけでありまして、
ここに「必要な措置を講ずる」ということでう
たててございます上からいいますと、この被害に
対しては、必要に応じていろいろな道が開かれ
るんだという可能性をうたっておるわけでありま
すから、現行の農林漁業金融公庫あるいはその他
漁業関係の資金の利用は、現行法のままでありま
しても、これをさらに利用する道は開かれてい
るというふうに申し上げることができるといふ
に思っています。

○諫山小委員 同時に、この十条は、現行法以上
の措置を要求している現地の人たちに對して、現
行法以上のことはできないんですよ、火山の被害
者だからといって特別なことをしてやるわけには
いかないのですよという回答になるんじゃないか
ということをおそれるのですが、どうですか。

○宇田小委員 諫山先生の質問に對して、農林
当局から二瓶総務課長、答弁願いたい。

○二瓶説明員 いまの、諫山先生のほうからの御
質問ですが、要するに県のほうからいろいろ要望
が出ておる、これに對して押えることにならぬか
ということに對しまして、先ほど高島先生のほう
からお答えをされたわけでございます。したが
いまして、そういうような線での第十条というも
のが規定をされて、これが法律として成立をし
すれば、その精神にのっとってこちらが融資をし
ていく。したがって、現行法でも一応融資の
道はあるわけでございますけれども、当然それを
より積極的に円滑にやっていくというような姿勢
で政府側として取り組むべきものである、かよう

に考えておるわけでありまして。

○諫山小委員 私がこの法案に疑問を持つのはそ
の点の、たとえば火山による被害者に対して融資
の措置は講ずるというんです、これは反面から
いえば被害者に対する補償的なことはしない、金
をやるといふようなことはしないという回答でも
あると思うのです。この面からいっても現地の要
求を押える結果になるわけでしょうか、どうで
しょうか。

○二瓶説明員 この第十条の規定は「長期かつ低
利の資金」という角度で特に設けられておるわけ
でございます。ただいま先生のほうから補償とい
うお話が出ておるわけでございますが、補償の面
につきましては、十条の規定といいますが、その
他の規定はございせんが、これを現行法で対処
するということになるかと思ひます。

それで、農業の被害につきましては、先生御案
内のとおり農業災害補償制度がございまして、水
稲、畜産その他いろいろございまして、いわゆる
果樹保険の本格実施がいよいよ四十八年度からス
タートをしたしておりますので、特に桜島の場合
は温州ミカン等が多いかと思ひますが、そういう
面は農業災害補償制度でカバーできるかと思ひま
す。

なお、漁業のほうにつきましては漁業共済制度
もございまして、また林業の面につきましては森
林国営保険制度もございまして、そういうような現
行制度の共済なり保険というふうなもので対処を
していく、こういうことと理解をいたしておりま
す。

○諫山小委員 ほかの問題で質問します。
第八条です。八条には防災官農施設整備計画と
いうのが出てきます。これに對するものとして
は、第五条の避難施設緊急整備計画ではないかと
思ひます。避難施設緊急整備計画については、ど
ういう内容の計画にするかというのが第四条に出
てくるんですが、第八条の防災官農施設整備計画
については、どういう内容になるのかさっぱり見
当がつかせん。これに具体的な内容を書かな

かったというのは、何か意味があるんでしょ
うか。

○二瓶説明員 この防災官農施設整備計画につ
きましては、これに盛り込むべき事項が各号列挙の
ような形で掲げてございせん。これは、そんな
くいたしますところでは、桜島だけでなく活動
火山周辺地域の法律案という全国的な形にいたし
ましたので、いろいろ実態が違ってくる場合もあ
り得るということも考えられて具体的に書いて
ないんじゃないかと思ひますが、具体的にどうい
うものを盛り込むかという点につきましては、一
応この法案が成立をいたしましたら、農林省とし
て、県のほうとも十分打ち合わせをして固めてい
きたいと思ひております。

ただいま考えられますことは、いわゆる農作物
の被害を防止するために必要な施設の整備とい
うことでございまして、公共事業、非公共事業
面にわたるかと思ひますが、桜島を頭に置いた場
合、たとえば公共事業の面においては畑地かんが
い事業、それから非公共事業のほうにつきまして
は、これも県のほうからいろいろ要望等も出てお
りますが、被覆栽培施設の整備事業あるいは樹種
転換事業あるいは集荷施設出荷施設整備事業、こ
れは例示でございまして、こういうようなものが
考えられるのではないかと。ところでございま
す。したがって、今後県のほうとも十分協議
し、さらにまた関係当局のほうとも打ち合わせを
しながら、この整備計画に盛り込むべき具体的
な事項を詰めていきたい、かように考えておりま
す。

○諫山小委員 私は二つの点について考えたこと
を申し上げます。

第一は、避難施設緊急整備計画については計画
に盛り込むべき内容が書かれておりますから、あ
あ、こういう計画になるのだというイメージがわ
いてきます。ところが防災官農施設整備計画につ
いては、どういう内容を計画に盛り込むのか書か
れていませんから、どういふことになるのか見当
がつかせん。法律としてはやはり内容を書かない

と、一切は知事と政府におまかせしますというように形になってしましますから、ちょっと問題だと思ふのです。

第二番目は、やはりこの法案の最大の問題点は、火山の被害者を特別に救済するというたてまえより、現行法のワクの中で火山被害者に対する対策を立てようとしているところに、この法案の消極性といえますか魅力のなさといえますか、そういう点が生まれてきた原因だと思ひます。そして私がおそれるのは、これがそれほど有効に活用されないというだけではなくて、逆に、現地からいろいろ盛り上がった要求を法律の名前で押える結果にならないのか、これは法律自体の問題というより、法律としてでき上がった場合の運用の問題だと思ひます。この点が非常に私には気になります。

ですから、火山の被害者を救済するという観点から法律をつくとすれば、やはり現行法でまかない切れないようなものを積極的に取り上げて、何か被害者の救済にプラスをするような問題が提起されるべきではないかというのが、私の現在の感じですが。

終わります。

○宇田小委員長 高橋繁君。

○高橋繁小委員 いろいろな問題については小委員会のたびごとに申し上げてきましたので、第十條において、高島委員でもけっこうですが、農林水産物等に被害を受けた農林漁業者で農地の保全の場合、これはこの中に含まれますか、どういうふうに考えておりますか。

○二瓶説明員 お答え申し上げます。

農林漁業公庫で長期かつ低利の資金を融通いたしておられますが、ここで農作物、あるいは今度農林水産物というふうに通されるそうですが、「等に被害を受けた」と書いてございまして、この「等」というものの読み方にならうかと思ひます。したがうい、農作物だけでなく、その他の施設なりあるいは農地なりというものが被害を受ければ、これは施設災害復旧資金なりというふうなものがございまして、それは金融公庫の融資というところはあり得ると考えます。ただ、問題は、そのほかに農地の復旧でございまして、これは暫定法という法律がございまして補助事業もございまして、融資の道もございまして、そういう補助制度もつくられております。

○高橋繁小委員 第十一條ですが、村山委員からも御質問がありました、火山の場合は、予知対策あるいは観測というのが非常に重大になってくると思ふのです。したがって、ここで「国及び地方公共団体」というのがあつたのですが、実際はほとんど国であつて、地方公共団体でそうした、火山現象の研究及び観測のための施設等の整備」ということが、市町村、地方公共団体で実際問題持たれる場合があるかどうか、この辺について、気象庁、どうですか。

○木村説明員 いまのところ、ほとんど実例はございせん。たとえば桜島の場合は鹿児島大学、京都大学、気象庁というわけでございすけれども、場合によつては気象庁が委託して、あるいは大学が委託して観測していただいているところもございす。京都大学では、あの火山の付近に地元委託して観測しているところもありますし、岩木山も青森県へ委託して、青森県から弘前大学に委託して、機械は青森県の機械という場合もございすので、ないわけではございせん。

○高橋繁小委員 それは微々たるもので、実際は国が全部責任を持って火山現象の研究と観測体制というものはやらなければならないかと思ふわけですが、その辺、これをつくる場合にどんなふうな議論をされましたか、もしおわかりでしたら……。

○高橋小委員 いまの十一條の「国及び地方公共団体」であります、この地方公共団体というのは、考え方の中には、大学の中には地方で設立をしているものもあるわけでありまして、そういう地方で設立をしている大学あるいはその他専門学校、そういったところでやはり火山の——日本全体をながめました場合には、火山活動が行なわれてお

るところがたぐさんあるわけでありすから、そういう施設等をも通じて、やはり火山現象の研究及び観測のための諸施設の整備をはかつていく、それに対して国がまた配慮をするというように、これを考えておりますので、桜島の場合には確かに国、特にたとえば京都大学の観測所にいたしましたも、これは当然国の責任において行なわれるべきものでありますけれども、その他の地方全体を考へてみました場合には、地方公共団体として大学その他の研究施設を通じて行なうところもあるのではないかと、このような考え方から挿入をいたしましたものでございす。

○宇田小委員長 以上です。

○高橋繁小委員 以上です。

○宇田小委員長 これでは質疑は終わりましたが、しばらくお待ちください。

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、火山の爆発により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域について、避難施設及び防災官農施設の整備を促進する等の措置を講じ、もつて当該地域における住民等の生命及び身体安全並びに農林漁業の経営の安定を図ることを目的とする。

(避難施設緊急整備地域の指定等)

第二条 内閣総理大臣は、火山の爆発により住民等の生命及び身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域で、その被害を防止するため施設を緊急に整備する必要がある地域を避難施設緊急整備地域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、避難施設緊急整備地域を指定しようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3 内閣総理大臣は、避難施設緊急整備地域を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(避難施設緊急整備計画)

第三条 避難施設緊急整備地域の指定があつたときは、関係都道府県知事は、当該避難施設緊急整備地域について、住民等のすみやかな避難のために必要な施設を緊急に整備するための計画(以下「避難施設緊急整備計画」という)を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、避難施設緊急整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

4 前三項の規定は、避難施設緊急整備計画を変更する場合について準用する。

第四条 避難施設緊急整備計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 道路又は港湾の整備に関する事項

二 広場の整備に関する事項

三 避難壕その他の避難施設の整備に関する事項

四 学校、公民館等の不燃堅牢化に関する事項

五 その他政令で定める事項

(避難施設緊急整備計画に基づく事業の実施)

第五条 避難施設緊急整備計画に基づく事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む)の規定に従ひ、地方公共団体その他の者が実施するものとされているものを除き、市町村が実施するものとする。

(国の予算への経費の計上及び特別な助成)

第六条 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

2 国は、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施する地方公共団体その他の者に対し、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十六條の規定に基づく補助金を交付し、必要な資金を融

と、一切は知事と政府におまかせしますというように形になってしましますから、ちょっと問題だと思ふのです。

第二番目は、やはりこの法案の最大の問題点は、火山の被害者を特別に救済するというたてまえより、現行法のワクの中で火山被害者に対する対策を立てようとしているところに、この法案の消極性といえますか魅力のなさといえますか、そういう点が生まれてきた原因だと思ひます。そして私がおそれるのは、これがそれほど有効に活用されないというだけではなくて、逆に、現地からいろいろ盛り上がった要求を法律の名前で押える結果にならないのか、これは法律自体の問題というより、法律としてでき上がった場合の運用の問題だと思ひます。この点が非常に私には気になります。

ですから、火山の被害者を救済するという観点から法律をつくとすれば、やはり現行法でまかない切れないようなものを積極的に取り上げて、何か被害者の救済にプラスをするような問題が提起されるべきではないかというのが、私の現在の感じですが。

終わります。

○宇田小委員長 高橋繁君。

○高橋繁小委員 いろいろな問題については小委員会のたびごとに申し上げてきましたので、第十條において、高島委員でもけっこうですが、農林水産物等に被害を受けた農林漁業者で農地の保全の場合、これはこの中に含まれますか、どういうふうに考えておりますか。

○二瓶説明員 お答え申し上げます。

農林漁業公庫で長期かつ低利の資金を融通いたしておられますが、ここで農作物、あるいは今度農林水産物というふうに通されるそうですが、「等に被害を受けた」と書いてございまして、この「等」というものの読み方にならうかと思ひます。したがうい、農作物だけでなく、その他の施設なりあるいは農地なりというものが被害を受ければ、これは施設災害復旧資金なりというふうなものがございまして、それは金融公庫の融資というところはあり得ると考えます。ただ、問題は、そのほかに農地の復旧でございまして、これは暫定法という法律がございまして補助事業もございまして、融資の道もございまして、そういう補助制度もつくられております。

○高橋繁小委員 第十一條ですが、村山委員からも御質問がありました、火山の場合は、予知対策あるいは観測というのが非常に重大になってくると思ふのです。したがって、ここで「国及び地方公共団体」というのがあつたのですが、実際はほとんど国であつて、地方公共団体でそうした、火山現象の研究及び観測のための施設等の整備」ということが、市町村、地方公共団体で実際問題持たれる場合があるかどうか、この辺について、気象庁、どうですか。

○木村説明員 いまのところ、ほとんど実例はございせん。たとえば桜島の場合は鹿児島大学、京都大学、気象庁というわけでございすけれども、場合によつては気象庁が委託して、あるいは大学が委託して観測していただいているところもございす。京都大学では、あの火山の付近に地元委託して観測しているところもありますし、岩木山も青森県へ委託して、青森県から弘前大学に委託して、機械は青森県の機械という場合もございすので、ないわけではございせん。

○高橋繁小委員 それは微々たるもので、実際は国が全部責任を持って火山現象の研究と観測体制というものはやらなければならないかと思ふわけですが、その辺、これをつくる場合にどんなふうな議論をされましたか、もしおわかりでしたら……。

○高橋小委員 いまの十一條の「国及び地方公共団体」であります、この地方公共団体というのは、考え方の中には、大学の中には地方で設立をしているものもあるわけでありまして、そういう地方で設立をしている大学あるいはその他専門学校、そういったところでやはり火山の——日本全体をながめました場合には、火山活動が行なわれてお

と、一切は知事と政府におまかせしますというように形になってしましますから、ちょっと問題だと思ふのです。

第二番目は、やはりこの法案の最大の問題点は、火山の被害者を特別に救済するというたてまえより、現行法のワクの中で火山被害者に対する対策を立てようとしているところに、この法案の消極性といえますか魅力のなさといえますか、そういう点が生まれてきた原因だと思ひます。そして私がおそれるのは、これがそれほど有効に活用されないというだけではなくて、逆に、現地からいろいろ盛り上がった要求を法律の名前で押える結果にならないのか、これは法律自体の問題というより、法律としてでき上がった場合の運用の問題だと思ひます。この点が非常に私には気になります。

ですから、火山の被害者を救済するという観点から法律をつくとすれば、やはり現行法でまかない切れないようなものを積極的に取り上げて、何か被害者の救済にプラスをするような問題が提起されるべきではないかというのが、私の現在の感じですが。

終わります。

○宇田小委員長 高橋繁君。

○高橋繁小委員 いろいろな問題については小委員会のたびごとに申し上げてきましたので、第十條において、高島委員でもけっこうですが、農林水産物等に被害を受けた農林漁業者で農地の保全の場合、これはこの中に含まれますか、どういうふうに考えておりますか。

○二瓶説明員 お答え申し上げます。

農林漁業公庫で長期かつ低利の資金を融通いたしておられますが、ここで農作物、あるいは今度農林水産物というふうに通されるそうですが、「等に被害を受けた」と書いてございまして、この「等」というものの読み方にならうかと思ひます。したがうい、農作物だけでなく、その他の施設なりあるいは農地なりというものが被害を受ければ、これは施設災害復旧資金なりというふうなものがございまして、それは金融公庫の融資というところはあり得ると考えます。ただ、問題は、そのほかに農地の復旧でございまして、これは暫定法という法律がございまして補助事業もございまして、融資の道もございまして、そういう補助制度もつくられております。

○高橋繁小委員 第十一條ですが、村山委員からも御質問がありました、火山の場合は、予知対策あるいは観測というのが非常に重大になってくると思ふのです。したがって、ここで「国及び地方公共団体」というのがあつたのですが、実際はほとんど国であつて、地方公共団体でそうした、火山現象の研究及び観測のための施設等の整備」ということが、市町村、地方公共団体で実際問題持たれる場合があるかどうか、この辺について、気象庁、どうですか。

○木村説明員 いまのところ、ほとんど実例はございせん。たとえば桜島の場合は鹿児島大学、京都大学、気象庁というわけでございすけれども、場合によつては気象庁が委託して、あるいは大学が委託して観測していただいているところもございす。京都大学では、あの火山の付近に地元委託して観測しているところもありますし、岩木山も青森県へ委託して、青森県から弘前大学に委託して、機械は青森県の機械という場合もございすので、ないわけではございせん。

○高橋繁小委員 それは微々たるもので、実際は国が全部責任を持って火山現象の研究と観測体制というものはやらなければならないかと思ふわけですが、その辺、これをつくる場合にどんなふうな議論をされましたか、もしおわかりでしたら……。

○高橋小委員 いまの十一條の「国及び地方公共団体」であります、この地方公共団体というのは、考え方の中には、大学の中には地方で設立をしているものもあるわけでありまして、そういう地方で設立をしている大学あるいはその他専門学校、そういったところでやはり火山の——日本全体をながめました場合には、火山活動が行なわれてお

通し、又はあつせんし、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(起債の特例)

第七条 避難施設緊急整備計画に基づく事業で地方公共団体を実施するものにつき当該地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることが出来る。

2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものとする。

(防災宮農施設整備計画)

第八条 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる農作物の被害が農業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該農作物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画(以下「防災宮農施設整備計画」という。)を作成するものとする。

2 都道府県知事は、防災宮農施設整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び関係農業団体の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、防災宮農施設整備計画を作成したときは、これを農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前二項の規定は、防災宮農施設整備計画を変更する場合について準用する。

(補助等)

第九条 国は、防災宮農施設整備計画に基づく事業が円滑に実施されるように、予算の範囲内において当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることが出来る。

(被害農林漁業者に対する資金の融通に関する措置)

第十条 国及び地方公共団体は、避難施設緊急整備地域及びその周辺の地域において火山の爆発

により農林水産物等に被害を受けた農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行なわれるように、必要な措置を講ずよう努めるものとする。

(火山現象の研究及び観測のための施設等の整備)
第十一条 国及び地方公共団体は、火山現象の研究及び観測のための施設及び組織の整備に努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(災害対策基本法の一部改正)

2 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中第十一号を第十二号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十一 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第三条第一項に規定する避難施設緊急整備計画及び同法第八条第一項に規定する防災宮農施設整備計画

○宇田小委員長 おはかりいたします。

お手元に配付の活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案の草案を小委員会の案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○宇田小委員長 起立総員。よって、さよう決定いたしました。

ただいまの、活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案の委員会に対する報告等につきましては、小委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宇田小委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○宇田小委員長 この際、一言申し上げます。

懸案でありました活動火山周辺地域における災害対策の立法化につきまして、今回の草案を得ることができましたことは、ひとえに小委員各位の御熱意と関係各位の御協力のためものと、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十三分散会

昭和四十八年七月六日印刷

昭和四十八年七月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局